

令和2年第1回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
観光課長	佐々木修	生活環境課長	佐藤正穂
農林水産課長	佐藤正之	建設課長	竹内千尋
教育総務課長	池田智成		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） おはようございます。12番佐々木正勝です。

今日の私のここで質問する内容は、今、市で進めている風力発電に関して、その風力発電というのが日々もう、昨年なんですけども、もうタケノコのように、ポツポツポツポツ建ってきているというような状況が最近の状況なんです。そういった中で、その建設される風力発電に関して、一般市民の理解を得られて建設していくというのが普通の姿だと思うんですね。ところが、私があるところで確認したのは、その風力発電建ったおかげで困っているよというような人がいるんですよ。そういった市の方針で進めている中の風力でもって困っている市民がいるということは、これは少し考えた方がいいかなというようなことで今回質問のテーマとしました。

それでは、1番から質問します。風力発電施設について。

仁賀保高原で風力発電施設が運転開始してから今年で19年目となりますが、その間、市域では、相当数の風力発電施設が稼働しています。風況に恵まれた当地域は、事業者にとって施設設置の判断材料になっていると思います。

にかほ市は、環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図る目的で、風力発電施設建設に関するガイドラインを策定しています。そして、地域が納得できる再生可能エネルギーの立地場

所を明確化する取り組みとして、風力発電にかかわるゾーニング実証事業や良好な景観の保全・形成を図るため、景観計画の策定に取り組んでいます。

風力発電施設が増えている現状、市民の住環境や工場、景観等に影響を与えないよう、地域住民とのトラブルが無い、調和のとれた発電施設の設置が求められていると思います。おおむねガイドラインに沿った形で整備された既存の風力発電施設、今後、景観計画、同条例等に従って建設される風力発電施設、いずれにあっても危険や事故、トラブルの要因は取り除かれるべきと考えます。

(1)既設の風力発電施設で、工場との距離が極端に近い位置に建設されている発電施設があります。当工業団地では、過去に近接地にある最高高さ120mもの風車が影響したと思われる落雷被害があったが、原因特定には至らなかったとのことで、現在も雷への不安は解消されていません。その落雷被害に関する市の対応としては、「発電施設が原因とされる事故・損害に関する補償等」について、被害を受けた工場と発電事業者及びにかほ市の間で確認書を取り交わしていたようです。

懸念事項として、今後も起こり得る「落雷による設備等への影響を、風車が要因として特定できるのか」そして「工場近接地の同位置に発電施設は存在する不安」があると思います。そこで、以下伺います。

①事業者には、風車が落雷被害の要因として特定できる有効な調査手段があるのかを、市として確認しているか。

②ガイドライン中、住宅等との距離基準に工場が無いのは、「工場との距離には基準が無く、近接地でも風車を建設できる」の解釈となるのか。

③工場の近距離にある発電施設の危険性を、市としてどのように考えているか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。本日からの一般質問、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、本日のトップバッターであります佐々木正勝議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、冒頭で議員がおっしゃってありました市の方針で進めている風力発電の設置ということについてですが、それについては誤解があるようでありますので、あらかじめ私の方から、今日の御質問に対するお答えの前に、私の考え方を先に述べさせていただきたいと思います。

そもそも市で風車設置について進めているということは、まずありませんので冒頭に述べさせていただきますが、まず本来、地球環境保全を配慮しながら持続可能な社会を形成するという上では、その良好な役割を果たすであろうことが期待されている風力発電施設や、あるいは太陽光発電施設などの再生可能エネルギー、この施設については有効であると私は認識はしております。しかしながら、別の局面において、つまり景観という角度でこれを捉えたときには、市民に不快や懸念をもたらす存在になっているということもあるのかと思います。その原因の一つには、これらをエネルギー政策のみの力点において環境や景観との調和を図ることの配慮が、もっと必要であったところであったのに、これに対して多少出遅れたのが原因じゃなかったのかなと私は思っています。

市では、開発と保護という、この二律背反する概念をいかにバランスよく両立させるかというこ

とを考えているわけであります。私としては、どちらか一方、開発、あるいは保護のどちらか一方に振り子が振りすぎてはいけないと思っています。

昨日の響の会派代表者質問でもありました景観計画、景観条例による規制を強化すれば、経済活動を阻害しかねないという懸念があると。これはもつともだと思います。しかしながら、私は他方で、経済活動にのみ寄りすぎて景観に関する秩序づくりがなされていないと、まさに今、佐々木正勝議員が質問しようとしている小型風力発電施設の無秩序な乱開発を招いてしまうのであらうとみなしています。

今回の景観計画そのもの、景観の活用のためのルールづくりであります。これは前にも述べております。この機会にバランスをとったルールを定めたのだということをお理解いただきたいと思っております。

つけ加えるならば、確かに憲法上、経済活動の自由は保障されております。しかしながら、憲法においては「公共の福祉」という言葉があります。経済活動にのみよって市民、あるいは国民の利益を損なうような経済活動は許されないわけです。今回の一般質問においても、私はその理念に基づいた一般質問がなされてくるものだというふうに思っておりますので、そのような認識のもとに答弁をさせていただきたいと思っております。

そこで、まず(1)の①風車が落雷被害の要因として特定できる有効な調査手段を市は確認しているか、からお答えをさせていただきます。

御質問にある落雷の事案は、平成28年12月上旬に発生した落雷、強風によるものであって、臨海工業団地内及びその周辺の事業者が瞬間停電等の被害を受けたものであります。この落雷被害については、それから1年4ヵ月後になるんですが、平成30年4月に別件で小型風力発電施設の整備に関する相談を受けている中で関係者から市に対して報告があり、市として初めて認識をしたわけであります。この聞き取りによれば、この場所で事業者が商業を開始して以来、落雷による瞬間停電は初めての出来事であり、風力発電施設が整備される以前にこのようなことはなかったことから、風力発電施設が落雷を誘因したのではないかと考え、市に対して申出があったというものであります。

そこで御質問の落雷被害の要因として特定できる有効な調査手段を市は確認しているのかについてであります。現在実施中のゾーニング実証事業のアドバイザーを務める大学教授や他の風力発電事業者、さらには県の環境アセスメント担当者にも照会をしてみました。風力発電施設への落雷との因果関係を現在のところ科学的に証明できる手段はないという回答であります。

とはいえ、申出のように風力発電施設の建設前には生じていなかった事態が建設後に発生しているということは、こうした高さのある複数の風力発電施設が建設されたことによる状況から、それらが落雷を誘因したのではないかと、あるいはその落雷が非常に激しいものであったため、周辺に被害を誘発してしまったのではないかと、あくまでも推測、想像の域ではあります。そのような思い、考えに至ってしまうことにも致し方がないと私は理解をしております。

次に、②のガイドラインでは、工場との距離基準がないので近接地でも建設できるとの解釈となるのかについてであります。

ガイドラインの用語解説によると、住宅等とは、住宅のほか学校、幼稚園、保育園、病院などの

文教施設、保健福祉施設等をいうとあります。したがって、生産のために人が滞在する工場のたぐいは住宅等には含まれていないものと解釈しております。しかしながら、ガイドラインに基づくものではありませんが、近接するエリアに工場のたぐいが存在する場合にあっては、当該工場等に対しても風力発電施設整備について説明を実施するようお願いをしているところであります。

次に、③の工場の近距離にある発電施設の危険性を市としてどのように考えているかについてですが、風力発電施設が直ちに危険なものであるとは認識はしておりません。一般的に風力発電施設は、国あるいは関係機関による適合性試験に合格、クリアした部材や設備等をもって関係法令等に基づく審査や技術基準に沿って建設整備されるものであり、再生可能エネルギーを通じて地球温暖化対策にも貢献しているところであることから、「危険」という言葉で表現することは適当ではないと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私の冒頭の説明の中で市の方針としてないというような市長のお言葉がありました。私は、そういう誤解を受けた、今、誤解という形で解させていただきますけども、風力発電の建設に関するガイドラインというのがあるんですよ。このガイドラインには、環境の保全と風力発電施設の建設促進の両立を図る。また、このガイドラインは、市民と行政及び事業者と協働により、豊かな自然環境を保全、創造し、風力発電の導入を支援するとなっているんですよ。だから私はそういった形で「促進する」だとか「導入支援」という言葉がここにあったんで、ああじゃあ私は市としてもそういった形で風力発電を進めているんだなと思いました。

まず①から再質問させていただきます。

①の有効な調査手段があるのか、市として確認しているかということに対しては、いろいろな方からそういった二次被害及び直撃雷の直接の原因経緯は調査できるかという形の中では、先ほどの答弁では科学的な証明ができないというふうな御答弁でした。私も一応それに対して調べてみました。兵庫県にある落雷被害の調査専門機関なんですけども、そこに問い合わせしてみました。結論からいうと、やっぱりそういった落雷のあった場所を特定する技術は今ありませんというような回答をいただきました。ですので、先ほどの答弁とあわせれば、今のところやはりこういった、どこに落雷が落ちたかという証明を風車のためにここに落ちたという証明はできないというのが現実というふうなことは私も確認しました。

質問はここからなんですけども、三者の確認で確認書というのを取り交わしで発効しているんですけども、この風車が建った4ヵ月後にこの確認書を取り交わしているんですね。何も起きてない状況の中で三者で取り交わしをしています。というのは、工業団地の、やはりそこに風車ができたことによっていろんな被害がこれから発生するんじゃないかと、そういう不安を市当局として確認書を発効するということの配慮という形になったということで、私はそれは良い判断だったと思います。ただ、残念なのは、やはり直撃雷というそういった直接受ける雷に対しては原因特定できないというふうな結果が出たということは、この確認書でいう原因の、その発電所に起因するものであれば損害賠償ができるという確認書なんですけど、それが特定できないということは、落雷に関しては、この確認書では有効的な扱いはできないということですが、ただ、この確認書の意味としては、私

はまだほかに、その直接風車に落雷があったときにブレード破損というそういった事故もほかで起きているので、ブレードが破損したときに350mから500m飛んできたという実例あるんですね。そうした場合に、今、風車と工場との距離というのが二百数十mしかない。だから、こういった落雷だけじゃない、直接落雷だけじゃなくて、風車から飛んでくる危険性というの也被まれていると私は考えるんですよ。この「危険」という中には、このブレードが350mものところに飛んできたとか、隣接地で起きたそのブレード破損は100mの範囲にもう散乱していたというのがありました。ですので、こういった形で、私はまだその直撃雷に対しては工場としてはこの確認書というのは、その損害というところまでいかないけれども、そのブレードが飛んできた、直接被害を受けた、そういう場合には、やはり事業者に対して請求ができると私は今思っています。

それで、この調査手段がないという形の中で、今後そうした場合に、落雷があった場合は、じゃあ何も役所としても動かない、工場としても諦めるという形になるんですけども、市としては、その場所というのは直接見た方はいると思うんですけども、直接その工業団地に足を運ばれて市長は御確認なされているかお願いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えをさせていただきますが、先ほど冒頭でまたガイドラインについて、建設促進、導入支援という言葉があるからというお話をされました。これについて再度お答えをさせていただきますが、当然、市の方針として地球温暖化対策として再生可能エネルギーの導入支援については、これは市の姿勢としてやっているわけでありまして。しかしながら、先ほど申し上げましたように、開発と保全、保護というこのバランスのとり方が行政のやるべきことだと思っております。ですので、この再生可能エネルギーが市内に導入されることについて、これを、言葉悪くいえば、阻害したり、あるいは邪魔したりということは、当然あり得ない話であります。そのことをもって市が方針としてやっている、市が事業を起こしているということにはならないということをお理解いただきたいと思っております。

その上で、質問としては(3)の質問ではないんですよ。(1)の再質問の話ですね。

【「直接落雷を受けたところの中での、ここと風車の距離がどんなものなのか」と呼ぶ者あり】

●市長（市川雄次君） そうですね、今言われた当該事業所の訴えというか市に相談をされた当該事業所の周辺については、私も2年ほど前に見たことがあります。見に行ったというかな、その後、ここに新しくまた風車が建つんだよという場所も確認はさせていただいております。

それ以外で何か補足することがあれば、担当の方で補足します。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） まず、工場団地の関係者というのは、風車が建ったことによって、いつそういった雷の影響があるかというところの中で不安になっているというのは事実なんですよ。周りには、風車は建ててもらいたくないというのが本音というようでした。

②の再質問に移らせていただきますけども、近接地でも風車は建てられるというのが今のガイドライン内容ですよという御答弁でした。ただ、私が言ってるのは、先ほど来、1回説明したように風車が直接落雷被害を受けたときに、ブレードが破損して飛散するという事故もあり得ると、そう

いった場合には、その安全を確保するためには500mは必要ですというような自分の思いで先ほどからそれ説明しているんですけども、このガイドラインで「住宅等」には工場は入ってないと御答弁されましたけども、他の市では入れてるんですよ。「住宅等」の中に工場も入れてるんです。実際、そのこの——鶴岡市の風力発電に関するガイドラインなんですけど、住宅等、住宅のほか学校、幼稚園、病院などの文教施設、保健福祉施設等——こっからがにかほ市と違うところです。通学路も入れているんです、鶴岡市は。——及び一般に従業員が常勤する事業所等をいう。事業所等、工場入ってるんですよ。何でにかほ市は、その工場というのを考えないんでしょうかね。だから私は、工場に風車を建てるのは、それは自責、自分の責任で建てるのはいいと思うんですよ。でも、商業用の風車を工場近く、もしくは工場内に建てるってことはあり得ないと思うんですよ。自家発電用の風車というのは、大体15kW以下の15m以下のちっちゃい風車なんですよ。それは大型風車の100m以上の高さのある風車と違って危険度が全然違うんですね。ですから、自家発電用の風車と商業用の自家発電は別個に考えるべきだと思うんですよ。そういった考えがないというところの中で、私はそういう考えも検討できませんかということで②の質問とします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ②の再質問にお答えさせていただきますが、工場等が入っていないことについてのこれまでの経緯については、担当の方でお答えをさせていただきます。

ただ、今おっしゃられることについては、ゾーニングをやって、その後、景観条例の策定にまで進むつもりであります。その中では、きっちりと明記することになっていくだろうと、当然協議会の中でお話をさせていただくこととなりますが——ということで、明記をすることになるだろうと思いますし、明記をするように話しております。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） ただいまの基準についてでございますけども、ガイドラインを策定する段階では、あくまでも国の基準の方を参考にさせていただきながら、住民の方々目線の中でガイドラインを策定したという経緯がございます。したがって、この基準の中には、そこまではうたい込んでいなかったと。ということもございまして、(3)の方での答弁の方にも繋がっていくんですけども、ガイドラインの中には規制するものが無いと、強制力が無いということもございまして、今般の景観計画、あるいはゾーニングと、そういった事業の中でさまざまな規制の方を検討していきましょうということになっているところでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、景観計画、ゾーニングを進めていく中で、こういったことも配慮できるようにしていくというような御答弁でした。

今現在の景観計画を見ても、今の答弁とは若干、私が受けている内容と違うんですね。今持ってる、これ景観計画、風力発電設備の位置、規模のところ、(1)から(5)まであるんですね。(1)用途地域内は原則設置しない。原則設置しない。「(工業系は除く)」ってあるんですね。工業系は除くということは、工業系、工場はそこには建ててもいいという解釈になるんですよ。(5)に周辺の住宅等から500m以上の距離だと、建った位置だとすると、取ることとなってるんですね。500m

以上取ることってなってるんですけど、これも住宅等ってなってるんですね。先ほど、住宅等には工場入ってないということですから、この景観のところでも同じ解釈とすれば、工場が入ってないから、海辺とまち景観ゾーン、今の臨海工業団地のところにも建ててもいいよということになるんですね。だから、そういったことも考慮した形でこれを改善していつてもらえるのか再度質問いたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えしますが、景観計画は景観計画です。景観と工場群との、景観で図るというものではないので、当然景観の観点から風車を工場と一緒に対象にするということは、景観の観点からはちょっとそぐわないんです。私は、そこでゾーニングに基づいた内容で規制、あるいは設置の場所等を規制していくのが当たり前だと思います。景観です。工場群の場所を景観と兼ね合わせるについては、ちょっと論点が違うのかなと思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の市長の答弁、景観とは違うとおっしゃいましたが、景観計画に附随しているこれに載ってるんですよ。今私が言った「用途地域内の原則的設置しない（工業系は除く）」と書いてあるんですよ。 (5)には「周辺の住宅等から500m以上距離を取った位置にすること」と書いてあるんですね。じゃあこれは関係ないということですか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問のちょっと捉え方、私も間違っただのかもしれませんが、景観の中で風車を規制することを進めるということで、ちょっと私捉えてしまったので、ちょっと内容が違うと思います。その細かい景観計画等の中については、担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 景観計画においての用途地域内、工業系を除くという部分についての考え方について説明をさせていただきます。

風力発電につきましては、環境負荷が小さいこと、それから化石燃料の使用量削減が可能であることのほかに産業振興や雇用創出も期待されるということ、さらに事故や災害などが生じた場合に独立した電源として非常用電源に利用可能なメリットがあります。工業エリアにおきましては、地元企業、事業者が外部への売電を目的とせずに工業内、または工業エリア内での生産用電力として自家消費する場合やCO₂排出量の低減で環境配慮型の経営に取り組む企業も増えてくることが想定の中に入っております。工業生産活動の妨げにならないような規制とすることが望ましいという観点から、現時点におきましては工場が集まる工業系に対しては規制を緩めているところでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁、そうすれば自家発電は建てられるけども、商業用は建てられないという解釈でよろしいんですか。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） いえ、そういった用途に応じて禁止、OKということではなく、

そういった可能性もあるということで建設も可としているものでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、にかほ市内の企業、すごい数ありますよね、企業。その企業ってプログラミングをする制御装置の精密機械を扱う企業が多いんですよ。そういった企業が、雷、落雷、その被害を誘発するような高い高さのある商業用風車なんか建てないですよ。これは私の今の考えなんですけど、一概に他に調べてないんで分かんないですけども、私は今まで企業で働いてきた中で雷が一番怖いんですよ、精密機械は。瞬時電圧低下、瞬時停電、それでもってプログラミングがもうごちゃごちゃなっちゃうんですよ。そうすれば、お客様からいられている短納期、高品質、低価格、これ日々努力してやってる製造ラインが止まっちゃうんですよ。そういった被害がありそうだということで、今のところ建てているその企業というのは、精密機械をあまり扱ってない会社じゃないですか。例えば他から来る企業としても、西日本と東日本で違うんですよ。東日本のこの日本海沿岸というのは、雷対策重点地域になってるんですよ、日本海沿岸。データでもあるように、この秋田県の由利、にかほ、ここは落雷被害が、落雷回数が多いデータがあるんですよ。そういったそのデータがある中で、企業として工場内に風車を建てる、それは少し——と私は思います。ここよりは言いません。

そういった場合には、商業用施設を建設する場合は、いろいろな協議をして進めるというような文言ちょっと入れさえすれば、そこで止められる場合もあるんですよ。だから、そういった配慮も必要じゃないかなと私思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員が熱く語っておられることも分かります。私としては、先ほど来同じことを何回も言ってるんですが、開発と保護、保全です。今おっしゃっているように、それを止める術が今ないからゾーニングを行って条例を制定しよう。その中で協議をしていくということについて考えておるところであります。今ここでそのことを申されても、私どもでそれを止める術がないということは先ほど来申し上げているところです。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） まず分かりました。時間も時間なんで、これ以上ここには追加質問しませんけども、でもやはり危険な状態が今続いているというところの中で工場が建ててもいいような適地とならないように、ぜひそういった形の中でゾーニングというのを有効的のもっていつてもらえればと私は思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。(2)です。小型風力発電施設が、いつの間にか増えているという話題が出ている昨今ですが、隣の畑に建設されて初めて知ったとされる事例があります。その事業者は市に対し、説明会の議事録を提出していましたが、実際は説明会は開かれておらず、「回覧板でのお知らせとなる」と議事録に記述されておりました。その隣接地地主には、回覧板も回ってこなかったようです。

ガイドラインには、「事業説明会を実施し理解を得ること」とあります。実際は行われていない事例があるようです、それを見ると。設置の影響を受ける住民に説明もなく、理解も得ないで工事

を進めている事業者がいること、説明無しがトラブルのもととなっている状況を鑑み、周辺地権者への説明無し等の義務違反時、制裁を科せられる効力のある条例等の制定が急がれると思います。そこで、以下伺います。

①風力発電事業予定者へのガイドラインの周知は、どのように行っているか。

②ガイドラインに「対象となる住民等の範囲は市と協議すること」とあるが、現状どのように範囲を決めているか。

③事業者から説明会議事録を受け取るとき、議事録内容の確認、ヒアリング等行っているか。

④トラブル防止として、条例の制定は必要と思うが見解はどうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の質問の①、②、③については担当の方からお答えをさせていただきます。私の方から④についてお答えをさせていただきます。

まず、トラブル防止のための条例制定の考え方については、先ほど来述べておりますが改めてお話をさせていただきます。

議員がおっしゃるように風力発電施設の建設整備をめぐることは、全国的に建設段階や設置後においてトラブルが生じている事例があることは承知しておりますし、県内においてテレビの受信障害等の報道があったことも確認をしております。このようなトラブルについては、正直、一義的に設置事業者に対処していただくことが重要であるとは思っております。しかしながら、今、議員が紹介されたように、全ての設置事業者があらゆる事態に最大限の努力、対応をするという保証が無いことも事実であります。そこで今後は、現在取り組んでおります風力発電施設に係るゾーニング実証事業で作成したマップをどのように活用していくかについて取りまとめしていくこととしておりますので、この事業に係る推進協議会の場において条例整備の必要性も含めて広く議論をしていくことになると思っております。

●議長（佐藤元君） 答弁、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、①から③までのところを私の方からお話させていただきます。

①でございます。ガイドラインの周知方法でございますが、市が策定いたしました風力発電建設及び再生可能エネルギー利用施設に関するガイドラインにつきましては、それぞれの制定時、あるいは一部改正の際に市のホームページにおいて公表しております。また、ガイドラインでは、施設建設の計画段階において、その設置場所や規模、概要についての届け出を要請しているところでございます。したがって、届け出があった場合は、当該事業者はガイドラインを認識しているはずであり、また、届け出書類の受理にあたって改めて遵守すべき事項の確認も行っているところでございます。

また、別のケース、例えば農地転用ですとか林地開発など、他の法令に基づく手続がなされて初めて風力発電施設の整備計画を把握する場合もでございます。その場合は関係課からの情報提供を受けて、該当する事業者へ個別にガイドラインを示し、届け出等の対応を指示しているところでござ

います。

次に、②の対象となる住民等の範囲を、現状どのように決めているのかということでございますけども、御質問は発電規模が100kW未満のいわゆる小型風力発電を対象にしたガイドラインにおける内容を示しておるものと思っておりますけども、現状では風力発電施設の周辺自治会、あるいは町内会のほか、設置場所周辺の地権者をもってその対象となる住民としておるところでございます。

次に、③の説明会議事録の受領についてでございます。書類を受領する際は、記載事項を確認するとともに、不明な点や疑問な点が見られた場合は当然内容確認のために聞き取り調査を行っているということでございます。

私の方からは以上でございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） それでは、①、②、③、④の中で、③に対して再質問させていただきます。

③では、ヒアリングは行っていますよというような御答弁でした。——すいません、その前に②もあったんですね。②は、その範囲を決める基準というのがガイドラインにありますよと。ガイドラインを読み上げてもらいました。今その答弁されたガイドラインというのは、小型風力の発電じゃなくて、風力発電100kW未満は対象外となっているガイドラインの話じゃないですか。それはそれでいいんですけど、もう一つ小型風力のガイドラインがあるんですけど、そこにはやっぱりきちっと載ってるんですね。ただ、こっちの方のガイドラインには、対象となる住民等の範囲は市と協議することってなってるんですね。その市と協議することなんだけど、範囲まではここには記載されてなくて、市との協議の中でどこまでの範囲の人に説明をすればいいかというのは協議で決めてくださいというようなガイドラインなんですよ。その中で私ちょっと持ってる資料でいくと、一つ読み上げさせてもらいますけども、これ、ある地区に小型風力発電を建てる際に説明会を行うということで、市に掛け合って、じゃあどの範囲に説明すればいいかというのを、まず指示をもらってきたよと。その指示が、説明会の開催は市役所の話では、過去、別な会社で実施しているので町内会に任せるとのこと。ですので、役員様御検討くださるよう申し上げますというようなのが事業者から出てるんですね。自治会長宛てに。これ、先ほど答弁して、いろいろ対象地域が説明されてましたけども、これもう任せるの一言で終わってるんですね、協議じゃなくて。だから、そのときにじゃあ協議した議事録があるのかですよ。この件に関して。ただ、私は細かいその通告してないんで、いつそれのものかというのは、ちょっと今分かんないと思うんで、そこまでは答弁できないと思うんですけども、こういったその指示というのもあり得るかというのをまず②で再質問させていただきます。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） こちらの方から事業者が違う場合であれば、当然改めて自治会等への説明を要請しているということでございますので、そういった自治会に任せるですとか、前回やったからいいとか、そういった指示はしておらないところです。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） となると、私が今これ持ってるのは、この事業者が勝手にこういうふうなこと、文言を入れたという解釈になるんですけども、そういった事業者が議事録を作成して説明会の議事録として市に提出しているんですね。それには、もう説明会は行わず、回覧板で回すことにしたという議事録なんです。それも住民等というところの中に、住民が地権者が誰々いるというのは書いてなくて、役員、自治会長様、役員ってなってるんですね、その議事録は。ちょっと私も確認してみました。ここに書いてる役員、じゃあ実際、役員会開いたのかどうか。そしたら、役員8人のうち7人は知らないといってるんですね。あと1人は記憶にないと。そういったことがあったというのは事実なんです。だから、私はその説明会の議事録をもらったときに確認、ヒアリングをしていますかって③で質問しましたが、要は議事録を受けたときにこの内容を精査して、実際、ガイドラインと照合した場合に、ガイドラインどおりになっているかどうかというのを確認するというのが私本来あるべきだと思うんですね。ところがこれ、ふだんやってる人見れば、あれっおかしいですよと分かりますよ、これ、この議事録というのは。だから、この議事録をもってこの事業者というのは、風車を建設して、もう転売してるんですよ、別の人へ。だからこの事業者は、この風車に関してはもう関係ないとなってるんですね。だから、そういったこともあるんで、私はこういった議事録というのは大切に扱うべきだと思うんです。だから、こういった中で、例えば先ほど答弁なさったように確認はしてますと答弁されましたけども、市長まで判子押してるんですね。判子を押しということは、押印責任があるんですよ。公文書としてね。押印責任あるのに、こういったその事業者が、市がいてもないような任せるなんていうところの中で動いた説明書になっているということは、やはりそういう事態を見抜く、ヒアリングやってれば分かるんですよ。だから、このときはたまたまやってなかったのかなというようなことでも、今後はこういった形はもう絶対繰り返さないというような形で私はお願いします。

私は時間がないんで、もっともっと聞きたいところあるんですけども、まず最後に、この押印をするときって、皆さんこの内容をきちんと確認してから押印しているかというのを、まずさっきの③の再質問です。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） こちらの恐らく同じ議事録をご覧だと思いますけども、私どもの方で承ったのは、自治会の方の役員会で協議をして、その上で回覧板でのお知らせでいいという結果になったと聞いておるところでございます。

押印ですけども、これに関しましては、書類が回ってきた段階で、担当から内容を聞き取りして確認しながら押印しているという状況です。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） そうした場合には、やはり事業者の中には、そういった事実と違うことを議事録に書くところもあるというようなところを今後頭に入れた中で、きちんと確認、ヒアリングを行って、内容の精査して、本当にその説明会やったの、やってなかったら何で、何で回覧板になったの、そういったところまでやっぱり繰り返しその確認する必要があると思うんですね。で、この――すいません、もう一つあったな、ここで。決定的にちょっと私が疑問に思ったのは、回覧板で

のお知らせとなるというだけしか書いてないんですよ。住民の理解を得るってガイドラインに書いてあるのに、住民の理解されたという内容の議事録になってないんですね。ただ、説明会はやらなかったけども、回覧板で回すことにしたという内容の議事録なんですよ。そうした場合に、じゃあ地権者、地権者のその周り、理解したっていう内容がここに書いてないということは、ガイドラインに沿った形の中の報告書になってないということなんですよ。そこもう一つ最後、③の再質問としてお願いします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 先ほど申しあげましたけども、役員会の協議で、それでいいということでございますので、役員会の中で私どもとしては当然事業者がその内容について役員に対してお話をしたというふうな認識でおります。その上で回覧板ということで住民の方への周知でよろしいという自治会判断を尊重したということでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の私の聞きたいところの回答出てないんですよ。要は、回覧板回したけども、回覧板回した結果、何人が了解しました、理解しましたというふうに書いてあったのかというのが書かれてなかったんですよ。回覧板回したっていうそれだけで、ああ、事業者がいつてるからじゃあ理解したんだろうじゃあ駄目じゃないかなと私思うんですけども、そこもう一度お願いします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 確かにこの場合ですと、そこまでの把握、確認ということにおいては、私どもの方でやってなかったということでございます。

今後、こういったパターンといいますか場合においては、しっかり内容の方まで精査する必要があるなと認識しているところでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） じゃあ今後はしっかりとお願いいたします。

(3)に移させていただきます。(3)「風況のよい日本海沿岸地域には風力発電設備が多数建設されているが、冬季雷により、かなりの被害を受けている」という報告書があります。隣接市も風車への落雷があり、ブレードが散乱した事故がありました。100mの範囲に部品が散乱したが、幸いにも人的・物的2次被害がない事故でした。

当市には、道路近くに建設されている大型・小型風車があるが、道路を通る車や人に、落雷による被害を及ぼす危険性は大きいと思います。「小型風力発電設備の設置運用基準に関する条例」を制定している市があります。そこは「発電設備を設置する場合、道路から設備等の最大高さに相当する距離以上離れた場所に設置しなければならない」と定めています。当市でも公共の安全確保の観点から、道路からの距離を明確にした条例等を制定する必要があると思います。以下、伺います。

①道路そばに建設されている発電施設を、市としてどのように考えているのか。特に危険とは捉えていないのか。

②道路からの距離を明確にした基準を盛り込んだ条例等の考えはあるか。お願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の御質問にお答えをさせていただきます。

①についてですが、道路上及びその近傍には、道路照明灯や案内標識、広告塔など高さのある施設が多数設置されております。それらは全て風力発電設備と同様、構造基準によって設計され、設置されている構造物でありますので、風力発電施設だけをもってして注意すべき工作物であるというふうに捉えることは考えておりません。

しかしながら、他方でそのような場所は、歩行者やドライバーが圧迫感、あるいは威圧感を感覚的に感じられる方もいるでしょうし、そうした観点ももって道路境界からできるだけ離れた場所へ設置されることが望ましいことであることは確かだと思います。

続きまして、②です。条例の制定については、先ほど来申し上げておりますように、現在取り組んでおります風力発電施設に係るゾーニング実証事業で作成したマップをどのように活用していくかについて取りまとめていくことにしておりますので、この事業に係る推進協議会の場において、条例整備の必要性も含めて広く議論されていくものと思っております。先行する自治体の事例も参考にしながら、引き続き話し合いを進めていきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） まず道路そば、電柱とか高い施設、それが立ってるのはあちこちあります。ただ、風力発電はほかの設備と違うんですね。プロペラが回るんですね。プロペラが回って、そこに落雷があったときにプロペラが飛んじゃうんですね。それが道路脇に通ってた学生、もしくはおばあちゃん、おじいちゃんでも、それが飛んでくれればどうなるんですかね。私はそれを心配してるんですよ。今、たまたま事故は無いです。ほかの市でも、たまたま事故は無いです。ただ、今、最近、その条例等にきちんとその明確に、離しなさいよといった配慮じゃなくて、何m以上、風力の高さの以上に離しなさいという基準をしっかりと数値で設けてるんですよ。やはりそういったきちっとした、曖昧な配慮とか何とかじゃなくて、きちっとした数字で示すというのが本来市民が安全・安心を確保するために必要だと思いますよ、私は。ですから、①に対しても、ほかこれ、今、私が持っているのは、稚内市の小型風力発電設備の運用の基準に関する条例なんですよ。これ、細かく、いいこと書いてるんですよ。何で稚内市はこういう条例を発効したかという、もうこの条例を発効しない限り、小型風力というのは場所があればどこにでも建ててしまえる、そういった状況だから条例を作って、きちんと基準化して、数値化して、そういった業者、事業者はいろいろありますよ、悪徳から良い業者もいろいろいますよ。でもやっぱり全ての業者がこの条例に沿った形で運用できるようにもっていくというのが、この稚内市の考えなんです。私これ賛同しました。ですから、私は先ほど来、景観計画に載った計画と条例をこれからといってますけど、景観計画ののっつて条例が今、制定されようとしてますけども、あの条例見る限りでは、こういったその私が危惧しているようなことというのは、全然あの条例では役に立ちません。やはりこういった小型風力発電という観点からの条例を制定すると、私はそれを希望します。これを再質問とさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員がおっしゃることについてですが、正直私から申し上げるとすれば、構造的に、あるいは部材的に基準を満たしている施設について、今の段階で私の方でそれを危険だからとか、道路のそばで大変危ないというようなことをいうことはできません。それについては差し控えなければならないと逆に思います。

しかしながら、先ほど来述べておりますように、議員と私の認識は大体一致しております。ですので、そのことについては取り組むと先ほど来ずっと言っているわけです。そのことについてちゃんとした理解をしていただかない限りにおいては、いくらここで丁々発止やったとしても一致する点はありません。私は認識は一致していると先ほど来申し上げているところですので。

景観条例は規制できないと。景観条例はそういうものではないということもいっております。そのために次の段階の条例を作りたいということを申し上げているところも御理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時09分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。8番渋谷正敏議員の一般質問を許します。8番。

【8番（渋谷正敏君）登壇】

●8番（渋谷正敏君） 先の12月定例会において、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）が可決されましたが、これについては同時に付帯決議も可決されています。当該補正予算には、歳入、道の駅中核施設使用料628万5,000円減額が計上されており、審査にあたった産業建設小委員会が本会議に付帯決議案を提出して可決されたものです。

議会は「表決に対して条件を付けることはできない（会議規則第69条）」、「付帯決議は単なる要望として法的拘束力を有するものではない」とされていますが、当該補正予算の可否だけでは議会の意見が十分に表明できないため、付随的に意見・要望が付されたもので、市長がこれに従う法的拘束力はないものの、これを尊重する道義的、政治的な責務があると考えます。実際に採決のときに、この付帯決議が付いているということで賛成したという議員もいると聞いております。よって、これから付帯決議の内容を改めて示します。

「議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議」

議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、628万5,000円減額の「道の駅中核施設使用料」については、にかほ市（甲）とにかほ市観光開発株式会社（乙）による施設の管理運営に関する年度協定書に基づく減免と説明されている。この協定では、業務の対価として甲から

乙へ指定管理料の支払いはありませんが、乙が甲へ使用料を納付する仕組みとなっております。象潟ねむの丘にかかわる使用料減額は、2年続けてであり、今後予想される施設の改修を考えたときに、現行の仕組みでは同社の健全経営と市の財政負担が危惧されるので、以下の点について留意・検討されることを求めるものである。

1. 指定管理料並びに使用料について再検討すべきである。
2. 議会においても同社の経営状況を確認し、かつ意見を反映できる仕組みを検討すること。
3. 地方自治法第221条に基づき、経営全般に対して指導・監督を行うこと。行政関与のあり方を明確化すること。——となっております。

実際、にかほ市が株式を100%保有するにかほ市観光開発株式会社とにかほ市の関係には改善が必要と考え、私は以下の質問をします。

- (1) 当該補正予算は、付帯決議とともに可決されたことへの市長の率直な考えをお聞きします。
- (2) 付帯決議の、議会においても同社の経営状況を確認し、かつ意見を反映できる仕組みを検討する、そういう考えはあるでしょうか。
- (3) は、先ほど述べた1から3の付帯決議に対する取り組む考えがあるかどうか、あるならば、いつ頃まで議会に示すことができるのかお聞きします。

2として、外国人労働者（技能実習生）確保の取り組みについて質問します。

市長は外国人労働者（技能実習生）確保を念頭に、ベトナムを視察されたようです。現地の声、実情に触れ、同行した本市工業関係者との意見交換も含め、本市が取り組むための課題も見つけられたことと思います。これまでの報告、答弁でも「職場環境や生活環境の重要性」を発言されています。

個人的には、受け入れする企業側のメリット・デメリット、その他を考えると、地方において外国人材の確保は大変厳しいという私は思いを持っていることから、以下、質問します。

(1) 職場環境は、外国人を受け入れる企業側が主に考えて整備することと思いますが、生活環境やその他で、にかほ市行政がやるべきことは何なのかお聞きします。

(2) 現在、ベトナムや中国などから50人以上がにかほ市で就労しているようですが、彼ら、彼女らは、にかほ市行政に何を望んでいると考えておられますか。

(3) 雇用する企業側は、にかほ市行政に何を望んでいると考えておられますか。

(4) 上記、先ほど述べたにかほ市行政に何を望んでいるかと、働いている人たちが、そして企業側が何を望んでいるかについて、行政はお応えできるものがあつたらお答えしていただきたいと思います。

(5) 令和元年度に、外国人技能実習生管理組合設立支援業務委託料227万6,000円が計上されております。委託先、進捗状況、そしてこの技能実習生管理組合を作るためのいつ頃まで作るのか、そして現在の進捗状況は当然ですが、成果、見込みなどをお聞きしたいと思います。

答弁を求めます。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、渋谷議員の一般質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

まず初めに1番目の質問に対してですが、順番にお答えをさせていただきますが、まず最初、当該補正予算が付帯決議とともに可決されたことへの率直の考えはについてお答えをさせていただきます。

象潟ねむの丘に係る使用料減額が2年続いたことで、今後予想される施設改修費に係る基金積み上げ額が減少されるということで市の財政負担が危惧されるため、3点について留意し、検討を求められた内容であります。

最初の(1)当該予算は付帯決議とともに可決されたことへの市長の率直な考えはについてですが、にかほ市観光開発株式会社に関しては、平成30年12月議会及び令和元年12月議会において、地方自治法第243条の3に基づくにかほ市観光開発株式会社の経営内容を報告させていただき、平成30年12月議会では、度重なった悪天候の影響により、また、前回の12月議会では道の駅象潟ねむの丘の設備改修による温泉の休業により、歳入での使用料の減額を含めた補正予算案を上程し、可決していただきました。

また、このことにより、市議会においてもにかほ市観光開発株式会社の経営に関してさまざまな御質問などをいただき、法的な面を中心に真摯に説明を果たしてきたつもりではありますが、先般、産業建設小委員会が付帯決議を出されたことは、これまでの私どもの説明が不十分であったことを理解し、地方自治法の複雑な法的体系と指定管理の条例の趣旨、第三セクターにおける総務省の考え方をさらに御理解いただくことに努めていくとともに、同社に対しては、総務省の指針も参考にしながら関係条例、指定管理者の基本協定等に沿って市として必要に応じて業務の実施状況の報告と確認、あるいは実地調査をして必要な指示をしまいたいと考えております。

(2)の付帯決議の議会においても同社の経営状況を確認し、かつ意見を反映できる仕組みを検討することについては、(3)の付帯決議の中の1から3へ取り組む考えはあるのかとの2とも重複しますので、1から3への取り組みについて順を追ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず1番目、指定管理料並びに使用料について再検討すべきであるに関しましては、指定管理の再検討とのこの文章を捉えると、まだ指定管理期間が残っておりますので、ここでお答えすることは控えたいと思います。また、これを指定管理料の再検討と捉えるならば、先の12月定例議会の齋藤聡議員の議案質疑に商工観光部長がお答えしているとおり、指定管理料に関しては将来的には多くの第三セクターのように一般財源をもって想定しなければならないかもしれませんが、現段階では、その前に経営体質の改善を再優先にしていくことが何よりも優先されるものとして改善を指示しているところであります。

次に、使用料の再検討については、指摘いただいたことを十分に検討させていただいております。内容としましては、12月定例会での齋藤聡議員の議案質疑に商工観光部長が答弁したように、利益剰余金の中から年度ごとの利益金額と同額を配当準備金として積み立て計上し、一定額が積み立てられた段階で株主であるにかほ市に配当金として支払う方式で話を進めております。年度協定でその内容を盛り込むことを想定しております。そのため、本定例議会には、令和2年度の当初予算としては、歳入の使用料を一旦0円としておりますので、従来のような使用料は盛り込んでいないという

ものになります。

次に2番目、議会においても同社の経営状況を確認し、かつ意見を反映できる仕組みを検討することについては、(2)の内容と重複しますので同時に答えることとなりますが、法的には議会が経営状況の確認をできる仕組みと、議会の意見を反映できる仕組みは全く別の捉え方となります。ですので、これを二つに分けてお答えをさせていただきます。

まず、議会が同社の経営状況を確認ができる仕組みに関しては、総務省の指針も参考にしながら経営諸四表、例えば自己資本比率、流動比率、負債比率などやキャッシュフロー計算書による分析も交えた経営分析を図れるような一定の評価指針等を作成し、経営分析を行うことで、経営改善指導を実施したいと考えています。経営諸四表等については、議会への決算報告の際に添付資料として提出をさせていただきたいと思います。

議会の意見を反映できる仕組みとしては、直接株式会社の経営に意見を反映させることとなりますので、このことについてはできないものと認識をしております。

次に、3番目、地方自治法第221条に基づく経営全般に対して指導、監督を行うこと、行政関与のあり方を明確にすることについては、先ほど申し上げた評価指針等を作成し、総務省の指針も参考にしながら関係条例、指定管理者の基本協定等に沿って、市として必要に応じて業務の実施状況の報告と確認、あるいは実地調査をし、必要な指示指導をしまいたいと思っております。

その上で議員の御質問にありますように、付帯決議に対する私市長としての考え方についてですが、私も付帯決議を付して議決をした経験がある以上、これを軽んじるつもりはありません。しかしながら、道義的責任、政治的責任についてですが、道義的責任については私としては、この経営について何らかの不法行為があったというものでもないということから、道義的責任を問われることについては、これについて私として理解をすることはできないというふうに述べておきたいと思っております。

次に、2番目、地方において外国人材の確保は難しいということについての御質問になるかと思っております。

まず(1)にかほ市行政がやることは何かについてお答えをさせていただきます。

このことについては、昨年広報にかほ12月1日号の市長コラムでも書かせていただきましたが、一言で申し上げるならば、にかほ市で暮らす外国人の人材の皆さんが普通に生活していけるようなお手伝いをするのだと私は思っています。生活者としての外国人材にとって、まず大きな壁となっているのが言語の問題です。彼らがにかほ市で暮らすにあたって、日本語能力が不十分で、円滑な意思疎通が図れず、さまざまな場面において支障が生じ、交流することにためらいや面倒くささが出るとすれば、それはあってはならないことと思っております。

行政や生活情報、災害の備えなどの必要な情報の多言語化や生活に必要な日本語習得の支援がそこで必要になってくるのかなというふうに考えております。

また、外国人材の方々を地域コミュニティに受け入れていくという視点に立ち、ややもすると外国人の方々が増加することに対し、住民が感じる懸念のある漫然とした不安を解消し、共生社会の実現に努めていく必要もあるのかなというふうに思っております。そのためには、にかほ市の文

化、風土の理解や市民との交流活動の実施なども行ってまいりたいと思います。

市内企業においても人手不足が深刻化しており、一部の企業においては外国人の人材に頼らざるを得ない状況がさらに拡大しております。御質問の中に、地方において外国人人材の確保は厳しいのではと御意見を述べられました。より多くの収入を求める外国人人材の方々が賃金の高い大都市圏に集中する懸念がある中で、安心して働き、暮らしやすいまちとして外国人の方々に選ばれるような優位性を高め、受け入れを希望する企業の後押しに繋がっていききたいと、それが行政の役割であると認識しております。

次に、(2)にかほ市で就労している外国人人材は、にかほ市行政に何を望んでいるのかという質問です。

市内企業では、3年ほど前からベトナムからの技能実習生の受け入れが急激に拡大しております。今年度、ベトナムからの技能実習生との情報交換会を通じ、希望や要望を聞き取っております。

にかほ市で暮らしている期間の長さ、個々人の日本語能力の違いなどにより、希望や要望も多岐にわたっておりますが、比較的多く寄せられた意見として、「にかほ市に住んで間もない時期に交通ルールや市内の案内看板などが理解できない」「買い物場所に困った」など、会社や住居以外での暮らし方に関する困りごとがありました。また、日本語を学べる機会の充実や他の企業や日本人との交流の機会を増やしてもらいたいといった要望も多く寄せられています。

なお、住居に関することや病気のときの対応は、受け入れ企業側が責任を持って行っていただいておりますので、市への要望としては上がってきてはおりません。

次に(3)雇用する企業側は、にかほ市行政に何を望んでいるかについての御質問にお答えをさせていただきます。

ベトナムからの人材を受け入れている企業との情報交換を随時行わせていただいております。また、去年は、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、ベトナム研修に私も参加させていただきましたし、その企業からアンケート形式で要望をいただいております。その中で既に受け入れをしている企業から多く寄せられた意見では、住居の確保や斡旋、住居借り上げ経費への支援、住居からの通勤手段のサポートがまず一つ、二つ目としては、にかほ市での生活の基本的なルールや知識についてのサポート、三つ目としては、アパートにこもりがちな週末の交流事業や体験事業の開催、四つ目として、技能検定に対するアドバイスなど、比較的、現実的な課題への要望が寄せられました。

また、今後受け入れを検討している企業から寄せられた要望としては、一つ目として、日本での就労を希望する外国人に対し、魅力あるまちとして認知してもらえるようにさまざまなインフラ整備やソフト面でのサポートをお願いしたい。

二つ目として、たとえ賃金が劣っていても、にかほ市やにかほ市企業が外国人に選ばれるよう、魅力ある風土、環境づくりをお願いしたい。

三つ目として、日本での就労を希望する外国人個々人の思いも多種多様で、来日した後のケアは特に気を配る必要があると思います、というような具体的なことよりは、どちらかという優秀な人材の受け入れのための地域全体での環境づくりをしてもらいたいという内容が多く出されてお

ました。

そこで(4)上記(2)(3)の要望に対し、にかほ市行政は応えることができるものがあるのかという御質問ですが、既に取り組んでいることもあれば、今後一、二年のうちに取り組もうとしていることもあります。逆に外国人人材に限らず、まちづくりの課題そのものにかかわるようなことについてもすぐに応えられるものではありません。

また、外国人人材が働き、暮らしやすい環境をつくるためには、何か一つ二つ施策を講じればそれで済むというものでもないということは実感させられております。

しかしながら、全ての施策に共通することとして、まず早急に体制を整える必要があることは多言語化対応であると考えております。特にベトナムからの人材が急速に増えつつあることから、ベトナム語の話せる専門人材を市に配置するための予算を新年度予算に計上しております。その上で翻訳や通訳を初め交流事業の充実や日本語習得の支援などを行ってまいります。それでもなお、にかほ市単独での展開は非効率であったり知見が乏しい面もあることから、県が事務局を務める秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会の会員団体との連携や情報を得ながら必要な施策を講じてまいりたいと思っております。

次に、(5)です。現在、同事業は仕切り直しとなっております。当該予算は、当議会に減額補正をお願いしているところであります。

当初、外国人労働者を受け入れている市内企業の状況や他地域での先進事例などを検討し、その要望もあって、外国人労働者受け入れ企業のために必要な事業として判断し、当初予算に計上させていただいたところでありますが、5月にベトナム・フンイエン市との覚書きの協定があり、秋には市内企業有志と、先ほどお話いただきましたように——ともにベトナムに訪問するに及び、その必要性、方向性について再度検討する機会を得たこともあって、さらに検討が必要と判断し、現在、先ほど申し上げたとおり仕切り直しということにさせていただいております。

技能労働者として働かれている方、それを雇用される方、双方にとって何が一番必要で、行政として支援できることは何かをもう一度考え直し、組織づくりよりも一步踏み込んだ、まずはより良い人材にかほ市を選んでいただきたく、来市していただきながら市の産業発展に寄与してもらうことが必要であると考えたところであります。

以上であります。

●議長（佐藤元君） 8番。

●8番（渋谷正敏君） 先ほど市長は道義的責任はないというお話されましたが、私は会社に対する道義的責任とかそういうことをいっているのではなくて、我々、小委員会が本当に喧々譁々やって、そして将来のねむの丘のあり方について議論し、そしてその中において付帯決議をしたと。付帯決議を付けるということは、これはよくよくのことです。このよくよくのことの付帯決議にしたことに対して、私は市長として道義的、政治的責任があるのではないだろうかと思ったのであって、そちらもないとすれば私との考え方は違っていると、そのようなことであります。

道義的責任がないとすれば、そうすればじゃあこのねむの丘に対して、経営的責任はあるのかどうか、これに対してまず一つ伺いたいと思います。これが一つです。

ねむの丘に関しましては、決算書を見る限り、私は大変素晴らしい中身だと、内容の良い会社だと、そのように私自身は判断しております。これは長年のやはり経営に携わってきた方々の努力、そしてまた従業員の頑張りの賜物だろうと敬意を表しているところですが、今期においては、一昨年、昨年より私は厳しい決算が予想されると思っております。なぜならば、それは私が言うまでもなく、コロナウイルスによる旅行や宴会のキャンセルが相次いでいるからであります。今まで赤字が予想されたとき、賃借料の減額という民間には到底考えられない手法が使われて、形だけは黒字にしてまいりました。しかし、今期は賃借料が最初から0であります。赤字になりそうだとということで、今までの2期のように減額することはできません。決算前に赤字が予想された場合、今期はどのような手法で黒字にするのか、それとも、正直そういう手を使わないでそのまま赤字で出す考えでおられるのか、これをお聞きしたいと思います。

また、にかほ市の企業で、にかほ市より——また、企業、また、商店でもいいです——にかほ市より土地・施設を賃借して経営している会社、企業があります。それは具体的に、にかほ市に入っている零細の商店主、1人、2人でやっているところが多勢であります。その会社が経営が苦しく赤字になりそうだと判断し、賃借料の低減を市に申請、もしくは相談があった場合、ねむの丘と同様に民間に対しても賃借料の減額とかそういうことで同様に民間にも扱ってもらえるのかお伺いしたいと思います。

そしてまた、ベトナム派遣の雇用することになります。ベトナム人の、これについては、実際に私のお付き合いのある会社なんです。大変零細であります。なかなか人材が集まらなると、新卒はもちろんのこと、中途採用もままならないと。ということで、約3名ほど4月から採用するということで、これは独自に自分がベトナムに行って、そしてそのベトナムを知っている先輩の会社の社長にお願いして連れていってもらって3名ほど決めてきたということであります。それで、私は何か町にお願いすることあるかといったら、町のいろいろな政策に対しては大変感謝はしているけれども、実際に130万ほどかかったと、今回、渡航旅費、それから面接、通訳、それから、来てから、2月から今、東京で2月・3月と研修、そして4月から来ると。130万というのは、我々1,000万そこそこの売上げの会社にとっては大変なことだと。しかしながら、会社を存続するためにはどうしても今の人数を少しでも増やしたいと、そういうことで、まず3年から5年の間、そういう毎年数名ほど入れていって、最終的には十四、五名ぐらいのベトナム人を使っていきたいものだというようなことが希望でありました。そのときに、じゃあにかほ市に何を望むんだといったときに、できればこの130万ほどかかったの、自分は今すぐこの金を何とかしてくれと、補助してくれとはいわないけれども、これから私みたいにベトナムに行って直接ベトナムの人を採用するについては、それだけの経費がかかるので、何とか設備とか施設をやるときには、町では何割かの補償でやってくれていると。何とかこの人材のベトナム人採用するときも考えてもらえないだろうか、これ何とか議会で取り上げてもらえないだろうかということで、これを質問させていただいたところでありました。この点も含めて市長の見解をお聞き願えれば大変ありがたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） それでは再質問にお答えさせていただきます。

まず、①道義的責任がないとすれば経営に責任はないのかという御質問ですが、道義的責任というのは、道徳や人として行うべき道理などから生じるということでもあります。このことについて先ほども申し上げたように、経営、あるいはそのにかほ市観光開発株式会社について私が何らかの道義的に問われるような事態を引き起こしたことはないので、道義的責任を負うということについてはふさわしくないと。しかしながら、議員がおっしゃるように、付帯決議に基づく議会の意見については、政治的にやはりこれはきちんと対応していかなければならないということで申し上げたところであります。

二つ目の賃借料を0にできないかということですが、コロナウイルスの問題については確かに多くの、私どもだけでなく、にかほ市観光開発株式会社だけでなく多くの企業にとって今後大きな懸念となることは間違いないと思います。その中で私どもとしては、市としてはどのように対応していくかということについては昨日申し上げたとおりですが、観光開発株式会社についても、このことについては支配人と一昨日以来、話をさせていただいております。まずは黒字を確保するために一生懸命取り組むということで、仮に赤字になったとしても、私はそれは隠すべきものではないということは前から申し上げているところであります。

民間の賃借料については、どうなるかということですが、これについては今、資料を持ち合わせておりません。どういうところで市の場所を借りているかということとは分かりませんので、今後の検討課題ということで抑えさせていただきたいと思います。

また、担当部長の方から先ほど賃借料、令和2年度0円であるということについてお話いただきましたので、もう一度どういう仕組みなのか担当部長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

ベトナムの採用について市として支援ができませんかということでもあります。どこの企業のお話をされているかということも理解はしております。今お話いただいたことについては、今ここでちょっとお答えをすることはできませんが、各企業にとってこのベトナム人の外国人技能実習生が今後の経営にとって必要な存在であるということはあるわけですので、そのことについて私どもとしてベトナム人に対する取り組みと企業に対する取り組みはまた別であるということを確認しながら検討をしていく必要もあるのかなというふうに思いますが、ただ、今までこれによって自らの力でやってきた方々もおりますので、どのくらいの幅があるのか、どのぐらいのものであるべきなのかということも、ゼロからちょっと積み上げていかなきゃいけませんので、今ここでそれをイエス・ノーとはちょっと簡単には答えられないというふうにだけお答えをしておきたいと思います。

ただ、その必要性については、議員がおっしゃることについて十分理解をさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） では補足させていただきます。

利用料の0円に関しましてですが、先ほど市長が申し上げましたとおり利益剰余金の中から年度ごとに利益金額と同額を配当準備金として積み上げる方式、いわゆる純利益等が今まで利益剰余金として経営の内部に入っていたものですが、それを一旦積立金として積み立てて、それが一定額になったときに配当金として市に出してもらおうという方式で、これは12月議会での委員会でもこの方式を

検討中ということ、それから、齋藤議員からの御質問にもそういう形でお答えしているとおり、今まさに検討しておりまして、大分中身が詰まってきたということでございます。

コロナウイルスのお話も出ましたので、その利益剰余金に関しましては、昨年9月末では1億3,000万ほどございました。このうち運転資金というのが大体半分ぐらいでございまして、例えば今回のようなコロナウイルスのような状況が発生しますと、緊急時の社員補償というのが出てまいりますので、もし仮に将来的に、例えば県内でウイルスが出て、どうしても道の駅を閉めなければいけないという状況が発生しましたときには、そういった補償として4,000万から5,000万必要だと聞いておりますので、そういったものが利益剰余金の中から流れるのでございますが、今回の場合は従来でいうところの純利益に相当するものが積み立ててあるという仕組みで、それが積み上がってから出すという方式を今検討しているということでございます。

以上です。

●議長（佐藤元君） 8番。

●8番（渋谷正敏君） そういう赤字になったときに資金をプールしていたものを持ってきてというようにお話だったと思いますが、そのことでなくて、単年度で赤字の場合は、先ほどもう赤字を隠すのではないというようなことをおっしゃいましたから、そういうもう賃借料の減額という、そういう手は使えないわけですから、そのまま出ると思っております。

私先ほど経営責任はあるかということをお聞きしましたが、これについては明確な回答はありませんでしたが、私はこのねむの丘に関しては、この経営責任あるかどうかということをお聞きしましたが、私はねむの丘に対しては、町当局ばかりでなく、議会も一緒になって、私はこの会社を守り立てていかなければいけないと。そのためには、やはり議会でも逐次、市当局の方から2ヵ月に1回でもいい、普通の民間会社のいい会社であれば、もう毎月、次の翌月15日までは前の月の決算内容を全部、利益から全部出るような仕組みを作っております。それを、毎月次の月に出せというのは無理でも、3ヵ月に1回は経営状況を議会に説明し、そして議会とともに、このねむの丘の経営をみんなで改善していくという、そういう姿勢が私は大事でなかろうかなと。市長一人の責任ではないと。これは市議会も一緒になって、このもし赤字になった場合は、黒字になるようにみんなで知恵を出し合って頑張ろうというのが本来の私は姿でなかろうかなとそのように思っておりますが、再度聞きますが、市長、そのようなお考えはありませんか。どこまでも、あくまでも、これは市当局が経営を責任を持ってやると、そして、経営責任は私にあると、そのように断言されるのか、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） まず、ねむの丘のみならずにかほ市観光開発株式会社について、経営責任があるのかといえば、私は社長として経営責任はあります。そのことについては認識しております。

そもそも出発点として、このねむの丘は特に秋田県観光の拠点施設として旧象潟町時代に造られたものであります。したがって、秋田県の観光の玄関口として今も重要な役割を果たしておりますし、にかほ市にこの施設がなかったら、にかほ市観光はどうなっていたのかということをも多少やはり考えると、空恐ろしさも感じる場合があります。その意味でいえば、当然のことながら観光施設

としての経営も含めてなんですが、一方で旧町時代も含めて、住民の福利厚生のための施設であるということで入浴施設も造ってあるということも考えれば、これを私どもとしては、やはり住民の、市民のためにどのように活用していくか、これをやはり、先ほど来赤字を前提にお話いただいておりますが、赤字にならないように、黒字のために一生懸命努力をしていきたいと思っております。市としては、このことについて、議会にはきっちりと手続上、報告はさせていただいておりますし、その中で御叱責いただいたことについては、今回の使用料のあり方についても曖昧なものでは駄目だという御指摘を受けたことを重く受け止めて、仕組みの作り替えをしているところでありますので、きちんと議会からの意見については十分にこれを精査しながら反映させているということもやっておりますので、現段階においてすぐに議会の皆さんに経営の中に入れていただくとかいうことについては、差し控えさせていただきたいなというふうに思います。

●議長（佐藤元君） これで8番渋谷正敏議員の一般質問を終了します。

暫時休憩します。再開を午後1時とします。

午前11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、1番齋藤光春議員の一般質問を許します。1番。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） 爽風会派の齋藤です。よろしくお願ひいたします。

まず、1ですけれども、再生可能エネルギー発電施設の設置についてであります。

地球環境改善のためにも化石燃料によるエネルギーから再生可能エネルギーへの段階的変換を推し進めようとする国策については賛成の立場です。また、再生可能エネルギーへの取り組みについて、日照時間が全国最下位の秋田県においては、太陽光発電よりは風力発電の方が適していることも理解できます。ただし、懸念材料もあります。

資源エネルギー庁による風力発電に関する事業計画策定ガイドライン、2017年3月・2018年4月改定・2019年4月改定によるものによりまして、適切な事業実施にあたって電気事業者等が配慮すべき事項が多く記されております。ガイドラインでは、設置場所の土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などについて、事業者は当該自治体と相談しながら地域住民への説明会を開催するなど、理解を得られるように努めた上で事業を進めることが求められているようです。現に、現在行われている、本県で進められている洋上風力発電事業については、地域ごとに自治体と地域住民に対する説明会が盛んに開催されているところであります。そこで、次のことについて伺いたいと思ひます。

(1)現在、にかほ市の陸上には、かなりの勢いで大小の風車が増設されています。また、にかほ市景観計画に関する議員への説明会において、今後も市内各地域に小型の風車の増設が計画されてい

るとの説明がありました。そこで、既に設置されている風車、現在設置が進行している風車、また、これから設置される予定の風車に関して、既に関係業者や地権者、地域住民と協議がなされてきたと思いますので、次の2点について御返答いただきます。

①施設が増えてきた経過と事業者と住民のコミュニケーション、説明会の概要はどうだったか。

②市民、地域住民に対して周知を図るために、事業計画のいつ頃の時点で説明会は行われてきたのか、この2点について御返答をお願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤光春議員の質問にお答えをさせていただきますが、(1)と(2)については担当の方でお答えをさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは(1)の①の施設が増えている経過と住民に対する説明会の概要についてお答えしたいと思います。

初めに、施設が増えてきている経過でございますけども、再生可能エネルギーで発電をした電気を電力会社が一定の価格で一定の期間、買い取ることを国が約束する固定買取価格制度、いわゆるフィット制度では、発電量が20kW未満の風力発電については、土地の確保を証明する賃貸借契約等の書類を含む接続契約以外の必要書類を全て揃えた上で、フィット認定の申請と接続契約の申し込みを2018年2月までに完了し、かつ同年7月までに接続契約の締結が確認できた事業計画案件については、調達価格が最高値の55円で、その後は年度ごとに安価な20円、19円、18円と、こういった買取価格とされたために、駆け込みの認定申請が目立ち、予定事業者が一気に増加したものであります。

そうした予定事業者において資金繰り等の目処が立ったなどの事業性の下地が整い始めたことが建設整備に至っている事例の増加に繋がっているものと考えているところでございます。

また、住民への説明会の概要ですが、自治会等に対する説明会は自治会等の総会の機会を捉え、事業主や再エネ関連の協力事業者等が出席して発電施設の規模や、どのような経営方針なのか、また、事業期間等について説明されているようでございます。

次に、②の事業計画はいつ頃の時点で説明されているのかについてであります。これにつきましては、大型風車と小型の風車の事業者に大きな違いがあるように思われます。大型風車で事業展開を計画している事業者は、計画段階環境配慮書の作成、また、環境影響評価調査等を実施しなければなりませんので、おおむね早い段階で住民や関係者に事業計画を周知されているところでございます。

これに引き替えまして小型の事業者にあつては、建設の計画段階で説明を開催する事業者もあれば、設置場所の土地を借り上げる、または売買のための地権者のみとの交渉だけを行って、何もしていないまま事業着手されているケースも散見されます。こうした場合、現場の作業状態から工事着手の発覚に至り、一旦工事を中断して関係者に説明を開催するよう促す事例もございました。

いずれにしましても引き続き建設整備が予定されている個々の現場状況や情報をキャッチしながら

ら、本市のガイドラインに沿った対応と遵守するよう指導してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、大体概要をお聞かせいただきましたけども、実際このガイドラインができたのは2017年、そこからの出発だと思うんです。その前に既にもう20年近くも造られているものがあるわけです。そちらの方の造られた経緯、それと、今できている、進行されているものを含めまして、そこら辺のところはどこの部分のものが以前のものであって、ガイドライン以降のものはどこのものかによって説明も違ってくると思いますけれども、分かりましたでしょうか。それはもし分かりましたらお願いいたします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） ただいまここに建設年度ごとのリストが手持ちでございませんので、ちょっと私の記憶をたどりながらお話ししたいと思いますけども、仁賀保高原の15基の風車については平成13年頃でするので既にありました。また、大須郷がその後、建っております。その後、梨ノ木台、その後、飛の生活クラブと、それからワタミ風車、この辺までがガイドライン以前というふうな記憶がございます。それ以降については、ガイドライン策定後に建設されたものと認識しております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今お答えいただきました。大体記憶の中でということでしたけれども、このようなことが今、ガイドラインに載りまして、どんどんどんどん小さな小型の方がこれから増えていくというようなことでも話あったようですけども、きちっとした、先ほど佐々木正勝議員に答弁あったように、地域住民ときちっと説明して分かり合った上で、トラブルが起きないような事業の仕方をぜひ進めていただきたいと、そうしないと後々またさまざまなトラブルが起きてくるのではないかということですので、なし崩しに先ほども話ありましたが、あまり法的拘束力がないようなことですので、そこら辺はやっぱ地域住民の、私の方はどちらかというと健康ということ、心身の健康ということから話させてもらっておりますので、十分やっていただきたい。特に山間部の方、過疎化しているような地域では、当然自分が持っている森林とか、遊休地、これをただ固定資産税を払うだけではなくて、業者に対して貸与したりとか、それから譲与するということになる、例えば風車で耐用年数でいくと20年であれば20年間の貸与収入が補償されるわけですね。ですから非常に持ち主、地権者の方は助かっているというような話もあります。ただし、ここで問題になってくるのがゾーニングに対するそういうような景観、それから地権者でない人たちへの影響というものが大きくかかわってまいりますので、十分に注意していただきたい。

それからもう一つ、ちょっと確認いたしますが、風力発電に関するゾーニングの説明会の際に、担当者から資源エネルギー庁からの許可が下りるまで市では分からないというような回答を私いただきましたけども、そこら辺のところはそれでよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） こちらの方では、大型に関しましては、小型もそうなんですけども、届け出がこちらの方にあって初めてその計画を知るということでございます。

す。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 大型、これからはガイドライン、さまざまな地域でもいろんな問題が起きておりますので、十分に地域住民、それから自治体との話し合いの上で進めるというような国からのガイドラインで進めていると。先日いろいろレクチャーいただいたところで、もうこれは認可下りるまで大変な順序を踏んでいるようですね、国の方では。例えば経済産業大臣とか、それから国土交通大臣とかですね、それから今度、再度検討された上で第三者委員会とか、そういうなのを経た上で地元の承認を得ているかどうかというようなことから認可が下りると。かなりの時間かかってやってるとお聞きしてきましたので、そこら辺のところ、こっちも前もってそういう話が出た場合、市の方でどう対応するかということも含めて進めていただければと思います。

それで、次、(2)に移らさせていただきます。(2)風力発電事業推進にあたっては、環境保全に関して配慮すべき事項がかなりあります。その中で次の点についてお伺いします。

①本市の海岸沿いや仁賀保高原に多くの風車が設置されています。また、市街地にも徐々に設置されてきてます。本市における風車の騒音や振動、人体への影響に関して報告されている調査結果はどうなっているのか、これは本市の調査、本市に関する調査だけで結構です。関連とか類似した市町村ではなくて、本市の。

②騒音や振動が大きくなれば人体に対する悪影響は必至と考えます。風車の増設により、騒音や振動の共鳴や共振による『増幅』の可能性については、どのような報告、または説明がなされているのでしょうか。お聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、(2)の①でございます。沿岸沿いや仁賀保高原、市街地での騒音や振動、人体への影響に関しての報告ということでございます。

市には小型風車の設置箇所が近距離のために、ブレードの回転によって体調がすぐれなくなっていると、健康面に対する報告が寄せられておりました。当方では、その方から状況を聞き取りの上、該当事業者に対して丁寧でしっかりと対処するように求めており、市が実施するものとしての具体的な個別調査までは行っておらない状況でございます。

次に、②の風車の増設による騒音の共鳴、振動の共振、増幅の可能性はないのかということでございます。

素人考えとしても、塵も積もれば山となるの如くで、数が増えることによって大きなものになるだろうと、こういった感覚的には考えてしまいますが、私どもには専門的知識や知見もあいにく持ち合わせてございませんで、そうした考えを裏付ける根拠もないことから、正直には分からないというのが答えになるわけですが、現在取り組んでおりますゾーニング実証事業において、その示されたマニュアルにおきましても、既存施設からなる累積的影響を考慮した作り込みとされております。そのため来年度のマップ完成に向けた作業においては、専門家を含めた委員で構成する推進協議会での協議、あるいは確認事項としたいと思っておりますのでございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） ほかの市町でも、なかなかこういう健康被害ということの確定した根拠とい
いますか、そういう医療的な根拠ってなかなか出せにくいということなんです、本市におきまし
て先ほど前の議員もお話ありましたが、小型でも例えば居住地、要するに企業ではなくて、ふだん
住民が生活している周りに工場のところの自発電という形で造られた場合、囲まれたりした場合は、
そういう私が言ったこの振動とか共鳴、こういうのはする可能性というのは、増幅される可能性と
いうのは十分に考えられるわけで、そこら辺のないように、特に一番この困るのが、この中では不
定愁訴ですね、先ほどありました具合が悪くなると。これだと、もうはっきりした原因が分からな
いものが増えてきます。そういうようなクレーム等が来ないように、十分な検査なり検討なり
を加えた上で、ゾーニングと、それから許可等の話し合いというのをしっかりやられた方がよろし
いのではないかと考えております。

それで、どうしてもこれが、報告がなされてないということですので、今後新たに専門家の方で、
今、委員に入ってもらって検討するということでしたけども、どのような方たちをそういうような
委員にしまして、やられるような計画があるのか、もしありましたらお知らせいただきます。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 現在進めておりますゾーニングの検討委員会
という中には、名古屋大学の教授を委員長といたしまして秋田大学、それから県立大学、あるいは
自然関係の専門家の方ですとか、そういったあるいは県、国の方も入っていただきまして、専門的
な見地からさまざまな自然環境でありますとか気象環境、それから風況、自然、渡り鳥、鳥獣、さ
まざまな調査結果をもとに詳細な検証を加えているところがございます。その中で併せて検討して
まいりたいというふうなことがございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） なかなかほかのところでも、それについて非常に苦労しているというか、住
民とのやり取りというので大変だということをお聞きしておりますが、ぜひ、うちの方は先にやっ
てみなきゃ分からないではなくて、そういうことも想定した上で、いろいろと先々と検討しておい
てそういうのを進めていただければと思います。

そこで、先ほどもお話ししましたが、例えば本市の場合の地形なり気象条件とか、そういうの
はかなり違うわけなんです。そこでの例えば風向きによって全然違うとか、そういうことも実は
先日、工業団地の方の方たちにいろいろ聞き取りで回ったんですが、小さなブレードであっても聞
こえてくると。それがもう作業員として非常に邪魔になるようなことだったり、気になるような、
振動までというのは、そんな大きくなければいけないんですけども、あるということでしたので、その
ような例えば工業とか近くにある住民の方への聞き取り調査なり、何かアンケート調査とかやられ
たものでしょうか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 実際に住民の方々に入り込んでの聞き取りま
ではやってございませんが、市内数箇所において各時間、各季節の騒音状況、そういったものを年
間通して観測したりですとか、かなり詳細なデータを積み上げた上でのそのゾーニングというふう

な作り込みになっているところでございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） ぜひ、その工場関係の行かれまして、どんどんその周りに建てるようですから、作業、工場の方の邪魔にならないような形をつくっていただければと思いますので、その点のところをもう少し、例えば住民だけではなくて、その企業関係の方もいろいろ訪問して調査してみたらいかがかと思えます。

それでは、(3)に移らせていただきます。本市の観光客の中には、鳥海国定公園を中心とした、あまり人造物の入らない自然景観の眺望とか展望を目的として、楽しみにして来られる観光客も多くおられます。本市には風力発電や太陽光発電装置が設置されておりますので、その中の景観について市長の考えを伺います。

①日常生活、観光ではなくて日常生活、生活環境の中でのこのような風車、それからその太陽光発電の設置する景観ということについて、どのように考えているのか。

②観光資源としての景観、これはですね、その景観ってどこから見た景観という形で考えておられるのかということもお聞きします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(3)の風力発電や太陽光発電装置が設置されている中での市内の景観について、①からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず①の日常生活、生活環境の中の景観についてですが、景観を阻害する要因としては、一つに老朽化した空き家やごみ屋敷、二つに不法投棄されたごみ、三つに無秩序に建設された風車やメガソーラーなどが挙げられます。そして、住民アンケートでも、この三つが上位に位置づけられています。このことから、住民も風車などを景観阻害要因として認識しているということをお聞きすることができます。

景観計画の景観形成方針では、基本方向として街中心部やその周辺に点在する集落、海辺などは、それぞれの地域づくりと連動する地域の個性と特色を生かした景観形成を目指しますとしています。また、基本方向3の是正・解除するでは、良好な景観を阻害している、または阻害する恐れのある要因が是正・排除されるよう誘導してまいりますとしております。

今、建設されている施設を是正・排除することはできませんが、市民、事業者、行政が連携して一体的な取り組みを進めていく必要があります。そのため、各主体が景観作りの意識を共有し、それぞれの役割を明確にした上で総合的な、あるいは計画的に景観、まちづくりを進めていくこととしているというところであります。

②の観光資源としての景観についてですが、旧仁賀保町では、仁賀保高原に林立する風車群を観光の資源と捉え、風に見える町、風に見える丘として高原からの鳥海山の景観と風車群のマッチングを売り込んでまいりました。また、ジオガイドの皆さんの中には、大正から昭和にかけて林立した仁賀保高原の油田の煌々とした灯りを現代の自然エネルギーの放つ灯りになぞらえて説明する方もいると聞いております。他方で、風車が増え過ぎて景観を損ねているのではという意見も耳にし

ます。人によってさまざまな意見があることは承知しておりますが、風力発電の増大は、我が国のエネルギー事情、原子力事業と密接に関係していること、そして、秋田県が風況及び発電の適地であることでさまざまな資本が競争して参入していることも事実であります。そして、法的には地権者以外拒否できる法的根拠を持ち合わせていないのも事実であります。

景観計画やゾーニングの活用により、観光面での秩序ある利用ができるものになるよう、私としては取り組んでいかなければならないと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、景観について日常生活におけるごみとか、さまざまなその廃墟みたいなものも含めてお話いただきましたけども、これから例えばこの風力発電に対して、例えば近くに工場があって自家発電という形でやられるようなこと、それから、風車群が建った場合にどうするかと、住民の方でどうなるかということなんですけれども、うちのかほ市の場合、例えば景観というのは先ほどは仁賀保高原からの実際に前にも、去年ですか、一昨年ですか、言わせていただきましたが、もうあと北欧のような景色が見えると。海が見えて、鳥海山が見えて、風車が見えるというので、非常に内陸部から来た方には多分好評な、観光客の好評もありました。今度逆に、自然だけを求めて、自然の景観だけを求めてくる人にとっては、例えばフォトカメラマンなんていうのは、1本でも邪魔でしようがないと、ここにかほ市の売りは何なんだという方も賛否両論であります。先ほど言われましたが、例えば一番のかほ市の景観というのは、鳥海山の5合目あたりからずっと見ると。海が見えて、山が見えて、島が見えて、そして鳥海山の頂上が見えるという形なんですけども、眺望とか展望という形もあるもんですから、ここら辺のところを主にお聞きしたかったところなんです。景観というのは、それぞれの感性ですので、簡単にはいかないと思いますけども、そこら辺も含めて、このようなゾーニングなり、観光のための資源として、にかほ市の自然を守るのであれば、しっかり検討された方がよしいんじゃないかと、下から見るだけでなく、上からも見るというようなことでのバランスですね。当然、住民の先ほども言った生活の中、この中では例えばシャドウ——ですね。影での明滅ですね。影が回ったり明るくなったりというようなことでのストレスを感じるような、精神的なストレスを感じるような方もいらっしゃいます。そこら辺のことも含めた日常生活の環境の取り組みということも考えていただきたいということでもあります。

そうすれば次の(4)に移らせていただきます。秋田県沖に設置されている洋上風力発電事業についてであります。

現在は、にかほ市の洋上には設置計画は進められていないようです。にかほ市は、県内きっての漁業のまちでもあります。そこで次の点について伺います。

再生可能エネルギー事業の推進により、北欧などでは新たに企業が誘致されたり、関係者の移住による地域の発展につながっているような地域もあるようです。今後、国や県の誘致も含め、にかほ市沖への洋上風力発電事業計画の可能性はあるのでしょうか。また、もしそのような場合、市長はどのような対応するのか。そしてまた、新たな企業を誘致するというような意味では、このような事業の計画と申しますか誘致は考えていないものなのかお聞きいたします。

②現在計画されている由利本荘市以北の洋上への風力発電事業による本市漁業へのリスクとり

ターン、メリット・デメリットですけれども、リスクがあればリターンがあるということで事業を進められていると思うんですけど、どのように考えているのかお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(4)の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず①洋上風力発電事業のにかほ市沖への事業計画の可能性と計画された場合の市長の対応についてお答えをさせていただきます。

御承知のように洋上風力発電事業は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、略称では再エネ海域利用法ですが、これに基づいて国の関係大臣による促進区域の指定がなされなければなりません。現時点においては、にかほ市沖から北側の海域がその指定を受けている状況にあります。

このように本市沖が除外されている理由の一つには、地理的条件、海底の岩盤が固すぎるということがいわれております。こうしたことを考えますと、本市沖が指定区域とはされがたく、事業が計画される可能性は今のところ極めて低いというふうに考えております。

また、計画された場合の考えとの御質問でもありましたが、昨日の会派代表者質問にもお答えさせていただきましたように、隣接地域における状況を勘案しますと、仮定のお話についてここではコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

②現在計画されている由利本荘市以北の洋上への風車の設置によるにかほ市漁業へのリスクとリターンについてですが、由利本荘市以北の洋上風力発電施設のにかほ市漁業への影響については、サケやハタハタなどの回遊魚のルートや接岸、また、放流された稚魚が北へ向かう際の影響などが考えられます。しかし、本地域では前例がないために、今のところ確固たる予測はできていない状況にあります。

本市としましては、漁業者に対して、この事業による不利益が生じないこと、建設中や建設後においても、地域や漁業に対する十分なケアが行われることが重要であると考えております。また、国県、地方公共団体、秋田県漁業有識者による秋田県由利本荘市沖における協議会が設置され、意見の取りまとめを行うべく協議を行っている状況にあります。今後とも情報を収集しながら情勢を確認していきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、昨日と同じように仮定の話では答えられないということだったんですが、先ほど申し上げたとおり、例えばこれを機にさまざまな、例えばデンマーク辺り——とか、それから港湾都市ですけれども、それからオランダの洋上風力発電によるさまざまな企業が入りまして、非常に大きな成果を上げていると、地域の活性化になっているというような報告も入ってます。全てとはいいませんけれども、うちの企業が今衰退している中で、このような誘致は考えられないのかということから、今後、積極的に誘致するのか、それとも———ということでお聞きしたところであります。

先ほどのハタハタとサケのことですけれども、ハタハタの回遊というのは、ずっと三陸の方まで回っ

てずっと回った大きな回遊となっています。サケの場合は、すぐ遡上の前に北の方へ向かうというようにも伝えられています。このまだはっきりされていないというようなこともあるようですが、実は私もいろいろ探ってみました。本市の場合は、自然を売りとした観光だけではなくて、魚介類の食というものも大きな産業の一つであります。そのときに漁業というのは大きな位置を占めると思いますので、そのことについてですけども、その洋上風力の場合、魚礁が新たにできて定置魚類が増えたという、長崎県の五島列島ですね、五島市において報告されております。ですからいいでしょうというような形で話が進められているようですが、ただ、先ほどのハタハタとかサケの場合は、放流された後、稚魚が幼魚になる間は近くの海域で生息して、それから北上したりとかという回遊していくわけです。本荘あたり、大型の定置魚類がいた場合、その幼魚が北上する際に食べられてしまうような危険性もあるというような関係者ですね、サケであればそういうようなこともいわれているようです。ですから、本市にとって、この洋上風力が作られていないけども、影響はないということではない。これは今、調査中だそうです。実は山形県の海洋調査船が新潟沖からずっと調べております。その際に新潟であれば三面川ですか、あそこの沖合い、それから山形であれば月光川ですか、あの沖合い辺りまで調査して、そこで幼魚が育ってからいくというようなことは確認されております。もし分からなければ関係者に聞いてみてください。じゃあ秋田の場合はどうか。まだ入り込んで調査していないんだそうです。ところが今度、その調査船が秋田の方の許可を得て、秋田の方にも調査に来るというようなことですので、川袋沖辺り、そのところでは、ちょっとそういうような幼魚が見られるということが報告されております。今後、やはり本市でも、そういうようなことに対してのやっぱり敏感な、アンテナを敏感に反応していければと思います。なにせ、ちなみに漁獲量の話ですけども、一昨年、海と川で約15万匹のサケが獲れております。昨年は10万匹程度だったそうです。その売上げはどうかと。海では約5,000万程度、川の方では4,000万から5,000万の収益があったということです。ですから、大きな漁業者にとっては産業でありますので、このようなことに対しても、いずれ影響しないように、にかほ市の方でも協議していったらいかと思います。このようなことは、いずれ関係者といろいろ話を、これはいろんな情報が入りますので、今こういう漁業関係者とはどれくらいの話なされているのかお聞きします。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後1時39分 休 憩

午後1時39分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 担当しております金浦にあります南部漁業協同組合に、今般のこの本荘以北の洋上風力に対してどのような影響があるかということ、齋藤議員の一般質問を受けて聞き取り調査をしたところでございます。

漁協の方でも、まださまざまな事業者の方がこれから魚礁を入れたりとか、それから基礎杭を海底に埋めて、それに集まる魚の生育調査をするという、そういった事業者の説明があるということで、そちらの結果を注視するというそういうお話を伺っているところでございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、なかなか難しい問題だと。県のほうでも、どのような形になっていくのかということは今取りかかっている最中なのですが、うちの方にとってもこういうような観光事業とか企業の誘致等に関しても大切なところですので、もう早め早めに、もう先にこちらから問題をぶつけておいて、いろいろ県とか、公園であれば国ですね。例えばここで国の方の認可でいけば、もう認可下りるまでかなりの時間がかかるようです。最初の県からの情報収集した後で約3ヵ月以上の検討があると。それから、第三者委員会では1ヵ月以上の検討が必要であると。その後で、またそれを下ろしてきまして協議会に対して、またこれも3ヵ月以上の検討を要すると。そしてまた地域に対しての第三者委員会の開催で1ヵ月以上、そして最終的に法律上、決められて出てくるのが2ヵ月程度もかかるというようなことで、こういうような事業が進められているということですので、こちらの方は、やっぱりさまざまな環境省ですか、それから国土交通省辺りでも、情報を先に取って、こっちも準備しておいて、トラブルの起きないようにやっていければいいんじゃないかと。先駆けてやっていくことも必要なんではないかと思っておりますので、どのくらいまで進んでいるか聞かせていただきましたので、先ほどの佐々木正勝議員からの地域住民との話、それから、こういう関係者とのトラブルが起きないように、事前に進めていければいいんじゃないかと。最初に言いましたけども、再生可能エネルギー、こちらの方については私は賛成の立場です。ただし、住民に対する悪影響が及ばないような条件のもとということでも市の方で進めていただければと思いますので、1番の問題については終わりました、2番に移らせていただきます。

2番目、廃校等の活用による地域振興についてです。

小学校統合による廃校となった4校の有効活用について施策が進められているようです。旧釜ヶ台小・中学校、旧小出小学校、旧上郷小学校、旧上浜小学校の有効活用に関しては、既に利用している企業等、いろいろ計画されていることがあると思います。

にかほ市にとって有益になるような旧校舎の活用が必要かと思っておりますので、次の質問四つありますが、まず(1)現在、旧校舎を活用している企業等のそれぞれの施設の利用率はどうなっているのか、1校ずつお答えいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 2番目の(1)(2)(3)については、担当の方で答えをさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、私の方から初めに(1)の旧校舎を活用している企業等の施設利用率に関する御質問につきまして、お答えをいたします。

初めに、旧釜ヶ台小・中学校でございますが、現在、校舎と体育館、そしてグラウンドにつきま

して市内の企業が使用をしております。使用目的としましては、園芸団地としての営農拠点、それと事務所等の管理施設としてでございます。使用料につきましてですけれども、グラウンド部分8,700㎡の使用料としまして5万2,635円をいただいております。建物の分は免除している状況でございます。その免除の理由としましては、校舎と体育館でございますが、老朽化が進み、当初、市では解体を想定しておりましたので、耐震補強工事も未実施であります。また、建物に不具合が生じたとしても、市では一切責任等は負えないということを事前に了承していただいております。現状のままでの貸し付けをし、建物の巡回や点検等を事業者自身で行ってもらうことを条件に使用料を免除しているところでございます。

次に、旧小出小学校でございますが、現在、市内の障害福祉サービス事業者が旧校舎の1階部分と、その周囲を含めた敷地部分を使用しております。使用目的としましては、障害者の就労継続支援事業施設、そして地域活性化事業施設としてでございます。旧釜ヶ台小・中学校のケースと異なりますのは、この事業者は平成30年3月に施行されましたにかほ市遊休公共施設等利活用促進条例に基づく奨励措置の適用事業者として指定を受けて旧校舎の利活用に至ったということでございます。そして、事業の内容でございますが、地域の振興に著しく寄与し、同条例に定める無償貸し付けの基準に該当するものと認定し、土地・建物とも無償で貸し付けしているものでございます。

そのほかの旧上郷小学校と旧上浜小学校につきましては、現在のところ、企業等による利活用に、あるいは貸し付けには至っておりませんので、使用料はございません。

以上でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、使用料はないということでお話いただきましたけれども、いずれ、ただ、釜ヶ台であれば耐震性がないというような、そういう例えばある意味では危険なところを、企業の責任だからといってそのままに貸し出していいものかどうかというものを含めて、もうちょっと考えたらどうかと思うんですけれども、いずれ小出小学校の場合、これは福祉施設です。今お話を聞きますと、地域活性化のために地域の人たちがいろいろこれから事業をやっていくと、非常に活用としていいことじゃないかと、学校というのは地域の拠点になりますから、非常にいいことじゃないかと思えます。

ただ、上郷小学校、上浜小学校、まだだということなんですが、上郷小学校は何か先日の話ですと、五千何百万だかの予算をつけて、いろいろ事業をやるということあったんですが、企業には貸してないと、企業も入ってないということなんですか。それちょっとお聞きします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 上郷小学校につきましては、ある企業に貸し付けをして、その企業が独占的に使うと、そういったものではございません。コンサル的なプロデュースを委託して、その中で地域住民の方々を巻き込み、また、地域外の方々からも来ていただきながらさまざまな事業の展開、あるいは作り込み、こういったものをしていくと、こういった予定にしてございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） ちょっと今、上郷小学校のことを今お話いただいたので、うまくいけばいいのでお聞きしますけども、こういう話っていうのは、例えば地域の方たちとは話されているのかどうかっていうことは、その企業さんに委託でさまざまなことをやっていただくという、その話はされているものでしょうか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） これも前の議員からの御質問の中でもお答えしたところでございますが、地域振興協議会ベースの上郷地区の自治会長さん方、この中で御説明させていただいているところでございますし、また、これまで数回のワークショップを開催してきた中にも地域の方々からお声掛けしながら、参加していただきながら進めてきたと、こういったところでございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、旧上郷小学校に特化して話しておりましたので、後でもありましたので今回はこの(1)に関しては終わらせていただきます。

(2)校舎や敷地は広いので、今使われている業者さん、例えば上郷、それから上浜等も含めまして、ほかの業者に貸与した場合の収入も確保できますので、他企業からの申し出とか、そういうのはあるものでしょうか、ないものでしょうか。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、(2)の御質問にお答えをいたします。

初めに、旧釜ヶ台小中学校でございますが、先ほど(1)の御質問にお答えしましたとおり、現在、校舎と体育館、そしてグラウンドが事業者によって利活用を既にされておりますので、さらなる貸出の余地はなく、ほかの企業等からの申出も特にございません。

次に、旧小出小学校でございますが、現在、校舎の2階部分が利活用されていない状況ではございますが、他の企業等からの貸出等の要望等は特にございませんが、1階が福祉施設というか、(1)でお答えしました事業者が入っておりますので、2階だけまたほかの事業者へ貸し出すということは、なかなか難しいかなというふうに考えているところでございます。市の方で2階を活用できるのか、あるいは今活用している事業者さんが2階も活用することになるか、これは今後の状況が変わってくるかと思えます。

続いてですが、旧小出小学校ですが、体育館とグラウンドにつきましては、現在も運動施設として教育委員会が管理し、地域の方々に御利用いただいております。こちらも企業等からの使用の申出などは特にございません。事業目的での貸し出しの予定はない状況でございます。これは旧上郷小学校や旧上浜小学校の体育館やグラウンドについても同様でございます。

次に、旧上郷小学校と旧上浜小学校の旧校舎についてでございますけれども、御質問のとおり他の企業等からの使用の申出がございまして、近隣住民の理解や配慮が得られるならば複数事業者への貸し出しもあり得るものと考えております。現在決まっているものはございません。

現在、旧上郷小学校に関しましては、R e : S社によるプロデュースを経て喫茶、産地直売、情報発信の基地としての利用目的を掲げまして改装中でございます。他事業者への賃貸は、現在のと

ころ想定しておりませんが、仮に申出などがあつたとしても、改装後の利活用方針に合致したものが検討の対象になろうかと想定しているところでございます。

また、旧上浜小学校に関しましては確定しておりませんが、レンタルオフィス機能を持たせた施設とすべく構想しているところでございます。

いずれにしましても場所が空いていれば何でもよいというものでは当然ありません。利用目的を施設ごとに勘案する必要があると考えているところでございます。

以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 近隣住民との話で、上郷、上浜の方は今、何か企業の申出もあるような形のようにすけども、R e : S社っていうのは、そうすれば彼らのオフィスとかって使っていないもんですか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） R e : S社においては、こちらで校舎を使うというものではございませんで、プロデュースを委託している業者ということになります。イベント的にこちらの方でワークショップ等やる場合には、こちらに来ていただいて展開していただいているというものでございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） そうすれば上郷の方は、R e : S社が事務所で使っているわけではないということですね、はい。

上浜の方の先ほどどっかの企業が来てるというような話ちょっとされたようですが、そちらの方はまだ公表はできない段階でしょうか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） こちらの方は、起業者、そちら向けですとかのレンタルオフィス、あるいはコワーキングスペース、こういったもので活用したいなということで今構想しているところでございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） ぜひ成功するように、以前、道川ですか、あそこの何とかママさんというのが入ってきて失敗した例もありますので、十分注意してやられてはかがと。

それで今、先ほど色んな使い方があるということなんですが、(3)に移ります。施設使用の許可の手続等の手順は、どのようになっているか教えていただきます。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、(3)の施設使用許可の手続に関する御質問にお答えをいたします。

初めに、旧釜ヶ台小・中学校につきましては、事業者から毎年、土地と建物の使用許可申請書と建物使用料の減免申請書を提出いただき、申請内容を慎重に審査し、現地の確認等を行った上で1年間の使用許可と一部使用料の減免について前年度中に文書で決定通知をしているところでござい

ます。

次に、旧小出小学校につきましては、先ほど御説明しましたとおり、現在、旧校舎を使用している事業者が、にかほ市遊休公共施設等利活用促進条例に基づき平成30年度から3年間奨励措置の適用事業者として指定を受けておりますので、土地と建物の貸し付けにつきましても、この奨励措置の適用期間に合わせて契約を結んでございます。

この事業者が現在の貸付契約の満了後も旧校舎での事業の継続を希望するのであれば、再度条例に基づく奨励措置の申請をしていただきまして、審査の結果、再び適用事業者として指定を受けた場合には、その奨励措置の適用期間に合わせる形で再び土地と建物の貸付契約を締結することとなると想定しているところでございます。

そのほか、旧上郷小学校に関しましては、先ほど(2)の御質問で説明しましたとおり、基本的に企業等への貸し付けは想定しておりませんので、使用の手続や手順については特に定めてはおりません。

また、旧上浜小学校に関しましても利活用につきまして、まだ構想の段階でございますので、使用許可の手続については現在のところお答えすることができません。

以上でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） そうすれば(4)、最後になりますが、お聞きいたします。旧校舎が立地している地域というのは、やっぱり過疎化が進んでいるからこそ閉校になったり廃校になっている場所であります。ところが、それぞれ見ますと、かなりの地域特性を持った地域でありますので、その地域の住民の意見を取り込んだ地域振興の活動拠点というような使い方を先に、企業へ貸すよりは、まず地域住民の方が、まず活用できるような拠点としての必要が考えられると思うんですが、地域住民や自治会とのそのようなことに、各地域で協議はどのようになされているのかお聞きします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(4)の地域住民や自治会との協議に関する御質問にお答えをさせていただきます。

地域住民、主に自治会への説明や協議は、逐次必要性があった場合に行っております。旧釜ヶ台小・中学校については、当該事業者と付近住民とのコンセンサスを得るために説明会等を開催し、旧小出小学校については、事業者が決定した後、地域の方を招いてのイベント開催など理解を得る活動をしていただいております。

旧上郷小学校の利活用については、自治会長などに説明の上、住民参加型のワークショップを開催しながら作り上げていくスタイルで進めさせていただいております。

また、旧上浜小学校の利活用事業については、この2月20日には上浜地区振興協議会に出向いて利活用についての方向性について説明を始めさせていただいております。おおむね御理解をいただいております。前向きに応援する旨の言葉もいただいております。今後、計画の具体化が進みましたら逐次説明をしていきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） これで1番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時00分 散 会
